

# 仕 様 書

## 1 件名

「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2027」実施計画策定支援及び運営委託

## 2 目的

現在、東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとし、国内外に東京の魅力を発信するため、様々なイベントを「GRAND CYCLE TOKYO」プロジェクトとして進めている。プロジェクトの一環として、スポーツサイクル等自転車の活用推進を図るとともに、地域の魅力発信を行い東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のレガシーとして未来に繋いでいくことを目的とした「THE ROAD RACE TOKYO」事業を「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2023」（以下「第 1 回大会」という。）及び「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025」（以下「第 2 回大会」という。）として開催したところであるが、引き続き第 3 回大会を開催する。

## 3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 4 履行場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「委託者」という。）が指定する場所

## 5 受託要件

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定されている認定を受けていること。東京都以外の公安委員会で認定されている場合は、同法第 9 条に規定されている当該道府県の区域を管轄する公安委員会の受付印のある届出書の写しも添付すること。また、東京都による指名停止期間中の者等、指名が制限されている者でないこと。

## 6 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細かつ適切に協議を行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、労働基準法等法令を遵守して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するための全体スケジュールを委託者と協議の上、委託者に提出すること。実施に当たっては本事業の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して委託者に進捗状況を報告しながら業務を遅滞なく進めること。
- (4) 受託者は、本事業の業務実施に当たりサステナビリティに配慮し、業務実施に伴い発生した廃棄物等を最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にするよう努めること。また、東京都グリーン購入ガイド（2026 年度版）の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と事前に協議するものとする。
- (5) 受託者は本事業の効果を最大化するため、別に委託する以下の GRAND CYCLE TOKYO プロジェ

クトに係る受託事業者と必ず連携を図ること。

ア 令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託

イ その他 GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る全ての受託事業者

## 7 業務報告書

受託者は、令和8年度分の委託業務について、令和9年3月31日までに業務完了報告書を提出すること。また、令和10年3月31日までに委託業務全体に関する業務完了報告書を提出すること。

## 8 支払方法

7の業務完了報告書において、委託業務の履行状況を確認の上、適法な請求に基づき、請求を受けた日から起算して30日以内に行う。なお、各年度の支出限度額については、別途定める。

## 9 「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2027」大会概要

以下の(1)から(3)までの内容を多摩地域における自転車ロードレース大会「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2027」(以下「大会」という。)として開催する。

また、付帯事業として以下の(4)を実施する。

### (1) 自転車競技大会

東京2020大会で自転車ロードレースの舞台となった多摩地域において、その感動や興奮をレガシーとして未来に繋げるため、ロードレースを企画・開催する。

#### ア 開催日時

令和9年10月31日(日曜日)

#### イ 種別、カテゴリー、人数、会場

種別	カテゴリー	人数	会場		備考
			スタート	フィニッシュ	
国際公認* チームロードレース	エリート男子	100名程度 (想定**)	秋留台公園	青梅市内	周回 コース を含む
国内公認 個人ロードレース	エリート女子	20名~30名 程度 (想定**)	青梅市内		

\*国際自転車競技連合(以下「UCI」という。)公認アジアツアークラス1を予定。

\*\*人数については、今後変更する可能性がある。

#### ウ コース案

第2回大会コースをベースに今後決定

#### エ その他

競技実施に必要な各種会議は原則として大会前日に実施する。

### (2) 当日イベント

自転車競技大会を盛り上げるとともに、自転車の活用推進及び多摩地域の振興を図るためのイベントを企画・開催する。

- ア 開催日時  
令和9年10月31日（日曜日）
- イ 実施会場
  - ・スタート会場エリア（スタートセレモニー）
  - ・フィニッシュ会場エリア
- ウ 来場者  
延べ1万人程度を想定

#### （3）大会前日イベント

自転車競技大会の観戦促進に向け、大会前日に気運醸成等を図るためイベントを企画・開催する。また、大会前日イベントにおいては、大会に出場する選手を紹介するチームプレゼンテーション及びエキシビションを実施するほか、来場者が参加できる企画としてポタリング（交通規制なしの自転車乗車体験）を実施する。

- ア 開催日時  
令和9年10月30日（土曜日）
- イ 実施会場  
多摩地域を想定
- ウ 来場者  
2千～3千名程度を想定

#### （4）気運醸成イベント

自転車競技大会の観戦促進及び大会PR・気運醸成のため、既存の各種サイクルイベントや沿道の地域イベント等においてブース出展等を企画・開催する。出展はパネル展示を中心とした内容とする。なお、出展等を行う既存イベント等は以下の条件により少なくとも2つ以上抽出し、受託者と協議の上決定する。

- ア 対象期間  
令和8年9月1日から令和9年10月30日までのうち複数日を想定
- イ 対象会場  
主に都内及び都内近郊
- ウ 来場者規模  
各回1千人～2千人程度を想定

### 10 委託内容

本事業の目的を十分理解した上で、委託者から提供する「大会基本計画書（提供版）（以下「第3回大会基本計画」という。指名業者通知時に配布する予定。）」に基づき実施計画書を作成し、大会を運営すること。

併せて、大会及び付帯事業の円滑な開催に向け、委託者等と連絡調整を行うとともに、全体の進捗管理及び取りまとめを行うこと。

なお、委託費には、業務を実施するに当たり本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に際して必要な手続及びそれらに係る諸経費（各種許可申請及び権利関係の処理等に係る費用を含む。）等、本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

#### （1）実施計画書の作成に係る提案

以下に掲げる計画について、別紙1「実施計画の提案」を参照し、計画の骨子を提案すること。なお、作成した計画について、準備、実施、後処理、広報等に必要な全ての費用を項目ごとにリスト化し、必要な経費を算出すること。

<p>I 全体計画</p> <p>(i) 大会の位置づけ</p> <p>(ii) 組織体制</p> <p>(iii) 準備スケジュール（業務実施工程）</p> <p>(iv) 大会当日スケジュール</p> <p>II 自転車競技大会実施計画</p> <p>(i) 競技運営計画</p> <p>(ii) スタート・フィニッシュ会場運営計画</p> <p>(iii) スタートセレモニー・表彰式計画</p> <p>(iv) コース運営全体計画</p> <p>(v) 交通規制実施計画</p> <p>(vi) 人員・資機材設置・撤去計画（安全対策計画）</p> <p>(vii) 警備計画</p> <p>(viii) ボランティア計画</p>	<p>III 当日イベント運営計画</p> <p>IV イベント運営計画</p> <p>(i) 大会前日イベント運営計画</p> <p>(ii) 気運醸成イベント運営計画</p> <p>V 広報計画</p> <p>(i) 大会開催広報計画</p> <p>(ii) 交通規制広報計画</p> <p>(iii) 協賛獲得・ブランディング計画</p> <p>VI その他の計画</p> <p>(i) 救護医療計画</p> <p>(ii) 荒天時・緊急時対応計画</p>
--	---

(2) 実施計画書の作成及び運営体制の構築に係る業務

ア 実施計画書の作成

委託者から提供する第3回大会基本計画を参照し、少なくとも上記計画を含む、大会運営に必要な各実施計画について、令和8年12月23日までに実施計画書を作成すること。内容は委託者と協議の上詳細を決定し、委託者の承認を受けるとともに、適宜見直しを行い、関係者が常に最新の情報を共有できるようにすること。

また、作成した計画について、委託者が求める場合には数量や費用等に係る根拠資料を用いて遅滞なく詳細かつ明解な説明をすること。

イ 運営体制の構築

(ア) 人員体制の構築

受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行するのに必要かつ適切な人員を確保するとともに、統括業務責任者、事業実施体制（当該事業担当責任者を含む）、連絡体制について書面で提出すること。また、変更が生じる場合は、以降の業務に支障がないよう十分な引き継ぎを実施するとともに、委託者と事前に協議し、委託者の承認を得ること。

なお、大会当日は競技運営、コース運営管理、警備、各種イベント運営等、実施項目ごとに運営を統括する責任者等を適宜配置し、業務責任者の指揮命令のもと、円滑な運営管理が行えるよう体制を整えること。また、付帯事業においても同様に行うこと。

(イ) 統括業務責任者の役割

統括業務責任者は、本委託業務を専任とし全体を統括する責任者として以下の業務を行うこと。統括業務責任者が不在の場合は代行責任者が行うこと。

- a 業務進捗及び課題等の把握・円滑な業務遂行の管理統制
- b 自治体・警察・施設管理者など関係機関連絡会議等への出席
- c 非常時の想定及び予見、緊急時対応状況の一元管理
- d 委託者、自治体・警察・施設管理者など関係機関等の各関係者との連絡調整等
- e 大会当日及び付帯事業実施日の全体管理及び連絡体制・通信手段の確保

(ウ) 定例会の実施

委託者と受託者で定期的に打ち合わせ（以下「定例会」という。）を実施すること。定例

会は、委託者が指定する場所で、週1回程度の頻度で実施すること。委託者と受託者で定例会を行った事項については、終了後3日以内を目途に議事録を提出すること。

また、外部との打合せ事項についても同様に議事録を提出すること。

(エ) 委託者との連絡体制

受託者と委託者の諸連絡は、電話、電子メール等を用いる。また、緊急の場合は、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制・通信手段を整えること。その他、受託者内部及び関係者間の情報共有を密に行うこと。

(オ) その他

本委託と「令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託」等の委託事業を併せて受注する場合には、各業務において支障が出ないように、同時並行で業務を進められる十分な体制を組むこと。

(3) 運営マニュアル、進行台本等の作成

委託者の指定する日時までに、大会について、少なくとも以下のアからキまでの事項を含めた運営マニュアル、進行台本等を作成し、提出すること。また、以下のクについても都度同様に運営マニュアル等を作成し、提出すること。

- ア 競技運営マニュアル
- イ 会場運営マニュアル
- ウ スタートセレモニー・表彰式マニュアル
- エ コース運営マニュアル
- オ ボランティア運営マニュアル
- カ 当日イベント運営マニュアル
- キ 大会前日イベント運営マニュアル
- ク 気運醸成イベント運営マニュアル（各回）

(4) 大会及び付帯事業の運営

10(1)の実施計画書の作成に係る提案及び10(3)の運営マニュアル、進行台本等の作成に基づき、以下の事項を含めた大会及び付帯事業の準備、運営等、事業実施に付帯する一切の業務を行うこと。また、業務に係る費用は全て受託者が負担すること。

なお、本自転車競技大会（エリート男子）は、UCIの公認レースとして開催することを予定しているため、UCIが規定する主催者のためのロード競技ガイドの条項及びUCI発行の大会開催に関するガイド並びにガイドライン等を遵守すること。

ア 国内外競技団体等との調整、連携を含めた大会の円滑な運営

なお、国内競技団体に関する費用負担については、以下のとおりとする。

(ア) 国内競技団体への競技主管料の支払は委託者の負担とし、本業務に含まない。

(イ) 国内競技団体が手配する、コミセールパネルを含む各競技役員等に支給する日当・旅費等の実費及びそれらの支給に必要な経費については受託者の負担とし、本業務に含む。ただし、当該日当・旅費等は支給基準に則り支給することとし、その支給基準は国内競技団体と協議の上、本大会実施前に決定すること。

イ UCI登録競技者等の出場選手の確保

海外選手含め、関係機関と連携しながら出場選手を招聘・確保すること。

ウ 競技役員の手配（海外競技役員の手配、旅費・日当・宿泊等の提供を含む）

エ 車両等を含めた運営に必要な人員資機材の調達

オ 登壇者、アスリート等に対するアテンド（接遇、飲食物提供、誘導、通訳等含む）

カ 通訳（英語を基準とし、必要に応じて多言語対応を行うこと。）

キ 各種制作物等の作成

ク 各種事務局の設置・運営

(ア) ボランティア事務局

ボランティア募集から当日の活動終了までの間、ボランティア参加者対応窓口として事務局を開設して対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

(イ) 交通規制対応事務局

交通規制公表後から令和9年11月末までの間、交通規制に関する問い合わせ及び迂回路等の案内窓口を開設し対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

(ウ) 広報事務局

大会開催公表後から大会終了までの間、大会及び付帯事業に関する問い合わせ窓口を開設すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

ケ 保険の加入

不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、以下に掲げる保険等に加入し、要する経費については契約金額に含めること。保険の契約内容については、加入前に委託者と十分に調整を行うこと。

(ア) イベント保険

a 会場施設及び道路施設の管理の不備又は事業当日の運営上のミス等により、来場者など第三者の身体を害し、又は財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険

b 来場者等が会場内で怪我をした場合等に発生する損害に対する保険

c 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、機材、展示品等について生じた損害に対する保険

d 悪天候等、不測かつ突発的な事由により大会の一部又は全部が中止を余儀なくされた場合に、中止に伴い臨時に支出が必要となった費用に対する保険

(イ) ボランティアやスタッフに対する保険

コ 保険加入状況の確認

前述イ「UCI 登録競技者等の出場選手の確保」に当たっては、選手に保険加入が出場条件であることを伝えるとともに、大会当日時点の保険加入状況について確認し、委託者へ報告をすること。

サ 当日の様子撮影

参加者に対し撮影及び撮影した写真及び動画のWEBサイトへの掲載等の許諾を得ること。

シ アクセシビリティへの配慮

誰もが快適に楽しむことができるよう多言語対応等、ユニバーサルコミュニケーション等の観点からアクセシビリティの確保に努めること。

また、参加した障害者がイベント等の内容を把握でき、円滑に意思疎通を行えるようにするため、必要に応じて下記のような対応を行うこと。

・出演者や登壇者の発言内容が分かるよう、手話通訳士（又は手話通訳者）の配置やモニター等を活用した要約筆記や文字起こしで発言内容等を表示する。

・受付など、双方向のやり取りが多く発生する箇所には、ユニバーサルコミュニケーション機器（入力・発言内容が自動表示される透明ディスプレイ、筆談可能で文字起こし機能をインストールしたタブレットデバイス等）や筆談ボードを用意するか、手話通訳士（又は手話通訳者）を配置する。

ス 来場者等の安全確保・来場者への接遇対応

会場来場者及び沿道観戦者等の誘導（事前の広報及び当日の案内を含む）、動線の確保、警備等の実施及び必要に応じたトイレ、駐輪場等の確保を行うこと。

セ 大会及び付帯事業に係る苦情対応

ソ 大会運営スタッフ・ボランティアの装備品等の提供

来場者等が大会運営スタッフ、ボランティア等を容易に識別ができ、大会運営スタッフ、ボランティア等の負担を軽減するためのスタッフウェア等装備品の準備すること。（気温、天候等を考慮した仕様のものを用意すること。）

タ 各種識別諸票等の作成

実施に際して必要となる識別諸票（車両証、通行証、関係者識別票（スタッフタグ）等）を発行すること。また、その他印刷物（サイン等含む）等が必要な場合は、適宜手配又は作成し、必要数を用意すること。

チ 実施及び検証報告書の作成

大会又は付帯事業終了後、当該事業の実施結果を取りまとめた実施報告書（記録写真、参加者数、出席メディアリスト、各種広報物配布数等を含み、事故等の不測の事態が発生した場合は事故等の状況を含む）を作成するとともに、アンケート等の分析による事業の効果測定結果及び次回大会に向けた課題及びその対策並びに事故等の不測の事態が発生した場合はその対応状況又は結果等について、関係者及び団体等の聞き取り等を含めた検証報告書を取りまとめること。

ツ その他、事業実施に当たり必要となる事項

#### (5) 広報関連業務

大会及び付帯事業の広報関連業務について、以下を行うこと。また、「GRAND CYCLE TOKYO」プロジェクトの各事業とも連携しながら効果的に広報すること。

ア ウェブページの作成・運用

本事業に係るウェブページ (<https://www.the-roadrace-tokyo.jp>) (以下「ウェブページ」という。)を引継ぎ、大会開催に向けた気運醸成を図るため、ウェブページを活用し、積極的なPRを行うこと。その際は音声読み上げの機能を付す等、情報アクセシビリティに留意すること。内容については、事前に委託者と協議の上、承認を得ること。情報発信に際しては以下の点を踏まえること。

(ア) 委託者の公式ウェブサイト (<https://grand-cycle-tokyo.jp>) からウェブページへリンクするためのバナー画像等を必要に応じ作成すること。

(イ) 過去大会の記録保存や他の GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る受託事業者からウェブページの更新等に関係する依頼等があった場合は、その依頼等に誠実に対応すること。

イ 大会当日の様子についてリアルタイム配信を行うこと。

ウ ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア、その他の各種広報媒体等を活用した大会に関する事前・事後の広報活動

(ア) 大会及び付帯事業を事前から盛り上げ、積極的に大会の趣旨及び活動を広報するため、ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用し、コンテンツを計画的に用意し、広く都民、国内外の人々が広く認識できる広報活動を行うこと。

(イ) 大会及び付帯事業当日の様子がソーシャルメディア（SNS、主に You Tube、Instagram、X、Facebook 等）を通じて広く拡散されることが期待できるような企画とすること。

(ウ) ウェブページ等において、大会終了後速やかに事業終了の告知を行い、併せて記録写真等により当日の様子を公開すること。

(エ) インフルエンサーを活用した動画配信を実施し、大会及び「GRAND CYCLE TOKYO」プロ

ジェクトの事業等について効果的にPRを行うこと。また、東京多摩2020レガシーロード（東京2020大会の自転車ロードレースのコース）のPRも併せて行うこと。

(オ) その他、広報効果を高める媒体を適切に活用すること。

エ 記録写真又は映像の撮影

大会及び付帯事業当日の写真に加えて、事前準備、当日の準備、撤去作業等、後年度においても一見して運営手順や様子がわかるように記録写真又は映像を撮影し、補足説明等を付記して一連の流れを理解しやすいようにまとめること。

オ 来場者数及び動向の測定に係る業務

(ア) 参加者数、来場者数及び大会においては沿道観戦者数及びレース映像等の視聴者数の測定を行い、大会及び付帯事業当日の速報値及びプレス掲載用確定値について、委託者からの求めの有無に関わらず速やかに報告すること。

(イ) 来場者等に対し、アンケートを実施すること。アンケートで質問する内容については、委託者と事前に調整し、決定すること。併せて、アンケートの集計・分析を行い、実施事業の効果測定を行うこと。

(ウ) 来場者の属性、来場方法、回遊状況、滞在時間等を測定し、実施事業の効果測定を行い、検証報告書として報告を行うこと。

(エ) 各種測定の方法等については、デジタル技術の活用を積極的に検討すること。

カ 大会ロゴデザインの制作

既存のデザインを継承し、今回大会のロゴデザインを制作すること。また、使用に当たっての既存ガイドラインを更新すること。

キ 大会プログラムの制作及び配布

今回大会の趣旨及び概要等を記したプログラム等を制作し、来場者及び関係者等へ配布すること。

(6) 国際公認手続

本自転車競技大会エリート男子カテゴリーがUCIから公認レースとして認定されるよう、以下の手続を行うこと。

ア アドバイザーの雇用

UCI公認手続に知見のある担当者を配置又は外部登用を含めたアドバイザー等を設置すること。

イ 必要書類の作成、提出

UCIが示す「UCI CYCLING REGULATIONS」等を参考に、公認に必要な資料を作成し、提出すること。

ウ UCI等との調整

公認に必要な書類の提出前後においてUCI及び国内競技団体等と円滑な調整を行うこと。また、公認料等の公認認定に必要な費用やアンチドーピング検査が発生した場合の検査料等を負担すること。

エ その他UCI公認に必要な作業を実施すること。

(7) 交通量調査

ロードレースにて走行する競技コース上及び周辺道路において、交通混雑が想定される交差点を検討し、交通量調査の実施方法について提案すること。実施日程は、令和8年10月25日（日曜日）のロードレース開催時間帯を目途とする。

当該調査結果を、交通規制に関する計画に反映させることとし、計画を策定する中で、必要が生じた場合は再度交通量調査を行うこと。コースは、第2回大会コースをベースに今後決定

する。

(8) 第4回大会に係る基本計画更新支援

大会準備と並行して、第4回大会に係る基本的事項(日程・会場・コース及びその他イベント等)等について、委託者が行う基本計画等の更新支援を行うこと。また、第4回大会の基本計画の更新について、委託者が別途提供する調査分析結果等を十分に考慮し立案すること。

当該基本計画更新支援を行うに当たっては、これまでの見識や専門的知見を最大限活用しつつ本件業務の遂行にて培った見識も踏まえ、現実的かつ実現可能な計画更新案を提案し、委託者の合意を得ること。その上で、特に次のアからウまでに掲げる項目を含む第4回大会に係る基本計画書を更新すること。

ア 準備体制に関する計画

(ア) 準備体制時に必要な人員・組織機能に関する計画

※ 大会における具体的な人員配置等は、第4回大会の実施運営計画にて策定していくため作成不要

(イ) 大会開催に当たっての予算計画

※ 検討の深度化に合わせて「人員・組織機能に関する計画」及び「予算計画」の暫定版を提示し、その後随時更新すること

イ 広報・マーケティングに関する計画・対応

(ア) ウェブページの作成及び参加申し込みの受付に関する決済を含めたシステムの構築に関する計画

(イ) スポンサー獲得へ向けた企業等へのプロモーション計画

(ウ) (イ) の計画に基づいた企業等へのプロモーション活動

ウ 各計画の策定に必要な関係各所との調整に関すること

道路管理者・警察・自治体・沿道事業者・沿道住民等の関係者との打合せのための情報の収集・資料作成・各種調整(必要に応じて打合せへの同席や説明会準備・個別対応など)

(9) その他

ア 関係者との調整等

道路管理者、交通管理者、会場管理者、国内外競技団体、東京都庁内関係部署、関係自治体等との交渉や打合せに関し、調査・分析や実施運営に係る内容に基づきPowerPoint・Excelデータ等の編集可能な様式による資料作成を行うとともに、必要に応じて出席し説明を行うこと。打合せの内容により、実施内容の修正や追加等の必要が生じた場合は、委託者と協議の上、対応すること。また、委託者から依頼があった際は、国内外の自転車関連情報について情報収集できる体制を構築すること。

イ 住民説明会等の補助

コース、会場付近の地域住民及び事業者等に対する説明会への同席、開催場所の確保、資料作成や開催案内・調整等、運営補助を行うこと。

ウ ボランティア活動の補助

ボランティア活動に係る事業の調整等、運営補助を行うとともに配布物品等の作成管理を行うこと。

エ 関係官公署との協議・手続等

(ア) 関係官公署等への手続について、申請先や申請時期等を調査し、リストを作成した上で、必要な対応を行うこと。

(イ) 法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し、委託者に提出すること。また、当該申請又は受領の際の説明等、必要な対応を行うこと。

- (ウ) 関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、受託者の作成する書面により報告すること。
- (エ) 関係官公署等より施設等を借り受ける場合は、リストを作成した上で適切に管理すること。

オ 事業効果測定

- (ア) 可能な限り定量的な形で事業の成果を整理し、事業効果を測定・検証し、委託者の求めの有無に関わらず速やかに報告すること。問題点や改善点については、準備段階における課題や困難であった調整事項などについても触れること。
- (イ) 総来場者数等の概算測定結果については、大会当日速やかに報告すること。
- (ウ) 来場者、ボランティア、メディア、競技役員、その他関係者等へのアンケート又はヒアリング等を実施し、事業の効果を測定すること。
- (エ) アンケートの回答率及び精度を上げるためのインセンティブについても検討すること。

カ その他、運営全般に係る業務

- (ア) 受託者の責任の下、全作業を完了すること。万が一トラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。また、トラブルの発生が予見される場合は、遅滞なく委託者へ報告するとともに、未然防止又は影響の極小化を図るための対策を速やかに講じること。
- (イ) 本事業終了後は、関係法令の定めに従い、迅速に撤去作業、原状回復及び清掃を行うこと。制作物等がある場合は納品すること。ただし、納品の必要のないものについては受託者において処分すること。

キ 合理的配慮の徹底

「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」等に基づいた合理的な配慮を徹底すること。また、別紙2「障害者の参画機会の確保」を遵守すること。

ク 収入金等の納入

受託者は、以下の金員等について、取りまとめ後、速やかに委託者に納入すること。また、それ以外の収入が発生した際には、委託者と協議の上取扱い方法を取り決めること。

今回のイベントに関して想定される収入は以下のとおり。

- (ア) 協賛金
- (イ) 特別観覧席等を実施した場合の利用料

11 成果品

- (1) 成果物の最終的な提出期限は、下表のとおりとする。ただし、下表イからロまでについては、令和8年度に実施した分を令和9年3月24日（水曜日）までに提出すること。

	成果物	提出期限	部数
ア	実施計画書	令和8年12月23日	10部
イ	業務運営マニュアル及び進行台本	委託者の指定する日時まで	10部
ウ	大会及び付帯事業に関する実施報告書（速報版）	令和9年11月5日	5部
エ	大会及び付帯事業に関する実施及び検証報告書（最終版）	令和9年11月30日	5部

オ	記録写真データ（広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む）	令和9年11月30日	データのみ
カ	記録映像データ（広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む）	令和9年11月30日	データのみ
キ	自転車ロードレースの中継配信映像データ及び同ダイジェスト映像データ	令和9年11月30日	データのみ
ク	作成したウェブページに関連するデータ（サーバ情報等、ウェブページの基本情報を含む）	令和10年3月31日	データのみ
ケ	各種会議等の議事録	各会議の終了後3日以内 (※)一式をまとめたものは 令和10年3月24日まで	データのみ
コ	大会ロゴデザイン（使用ガイドラインを含む）	委託者の指定する日時まで	1部
サ	大会プログラム（委託者保存用）	令和9年11月30日	10部

(2) 成果品については、特に指定がない限り、紙及びデータで提出すること。紙で提出する場合は、原則としてA4サイズ資料で提出すること。また、電子データで提出する場合は、Microsoft office ソフト Windows 形式にて表示可能なものとし、Microsoft Teams のファイル共有機能を利用するか、DVD-R 等の記録媒体に収録した上で、提出すること。

なお、東京都がデジタル環境への転換を加速し、紙ベースから脱却した新しい仕事の進め方を推進している観点から、納品部数を削減又は電子データ納品のみとする場合がある。

(3) 成果品については、事前に版下案を委託者に提出の上、内容の確認を受けること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(4) 納入先は、以下のとおりとする。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課内）

## 12 危機管理体制の整備

(1) 大会及び付帯事業当日は、参加者及び来場者等の安全に十分に配慮し、危険防止等の安全策を講じること。また、非常時には参加者及び来場者等の安全確保、避難誘導に万全を期すこと。

(2) 大会及び付帯事業当日のほか、準備期間等も含めて作業中に発生した事故についての責任は、第一義的には受託者が負うものとする。また、事故の未然防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告すること。なお、損害賠償等の請求があった場合には、受託者が誠意をもって処理するものとする。

(3) 事故発生後の対応等について、弁護士に依頼できる体制を整えること。（法律相談料や弁護士費用の措置、顧問弁護士の活用など）

## 13 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、

又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

なお、契約終了後においても同様とする。

#### 14 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会に返却するものとする。併せて別紙3「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」を遵守することとし、受託者の依頼に基づき委託者から提供される個人情報については別紙4「GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会からの提供に係る個人情報の適切な取扱いについて」に基づき適切に取り扱うこと。

#### 15 著作権等

(1) 本委託の成果物（成果品、作成途中の成果品及び業務の履行に当たり作成した記録等を含む。）の著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利も含め、全て委託者に帰属するものとする。ただし、従前より受託者又は第三者の有する著作物の著作権は、当該受託者又は第三者に留保されるものとする。

なお、受託者は、委託者の承諾なく成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行わないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) (2)の規定は、受託者の従業員、仕様書16の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(4) (2)及び(3)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(5) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

#### 16 再委託の取扱い

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(3) 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合には、受託者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うこと。

(4) 再委託先は、以下の者であってはならない。

ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17 財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61 財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

ウ 受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。

(5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。

(6) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

#### 17 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和8年4月1日施行）と同様の水準でのセキュリティを確保すること。併せて別紙5「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者が被害を被つた場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被つた損害額とする。

#### 18 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たり、別紙6「環境により良い自動車利用」を遵守すること。

#### 19 契約不適合責任

(1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。

(2) 上記(1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

#### 20 その他

(1) 本仕様書について、あらかじめ記載されていない事項及びその後の状況変化があつた事項等については、その都度、双方で協議の上、誠意をもって対応するものとする。

(2) 荒天等を理由に、やむを得ず企画を延期、中止する場合がある。中止に伴う対応については、社会通念上相当かつ合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。

(3) 調達の際は、紛争や人権問題に加担していることが疑われる者又は地域からの調達は避ける等の配慮をするように努めること。

#### 21 担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階南側

(東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課内)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局

電話 03-5000-5420